

<広報文例>

最低賃金の引上げにご利用ください。

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善助成金の御案内

※今年度に業務改善助成金を受給した事業場も、助成対象となります。

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上の設備投資などを行った場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成金の対象用途

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮/リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮/顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化 など

支給までの流れ

設備・機器の導入や、事業場内最低賃金の引き上げ前に、「交付申請書」を三重労働局へ提出してください。申請締切R4/1/31

○助成額 最大600万円 (コースと賃金引上げの労働者数により上限が異なります。)

○助成率 事業場内最低賃金が900円未満 4/5
(生産性要件を満たす場合 9/10)
事業場内最低賃金が900円以上 3/4
(生産性要件を満たす場合 4/5)

○主な支給要件等

- ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内
 - ②対象事業場規模100人以下
 - ③解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと
 - ④10人以上上限額区分についてはア又はイに該当すること
- ア: 事業場内最低賃金900円未満
イ: 売上等の事業活動を示す指標の直近3か月間の平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて30%以上減少

助成金のお問い合わせは、三重労働局雇用環境・均等室(電話059-226-2110)へ
要件等の詳細は、三重労働局や厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。